

< 中小企業子育て支援助成金の概要 >

(平成 23 年 4 月 1 日改正)

受給できる事業主

- 1 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主であること。
- 2 次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局に届出ていること。平成21年4月1日以後に策定・届け出している場合には、当該一般事業主行動計画を公表・労働者に周知していること。
- 3 支給申請前に、法に沿った育児休業制度及び育児短時間勤務時制度について就業規則又は労働協約に規定していること。
- 4 当該育児休業取得者に対し、育児休業の申し出を受けた旨及び、育児休業期間等について、書面等により通知した事業主であること（育児休業の開始日が平成22年6月30日以後に開始した育児休業に限る）
- 5 当該企業において平成18年3月31日までに育児休業取得者がおらず、平成18年4月1日以降、下記6の要件を満たした育児休業取得者が出たこと。
- 6 対象となる労働者は、以下の要件を満たしているものであること。
 - (1) 雇用保険の被保険者として支給申請にかかる子の出生の日まで1年以上継続して雇用されていること。
 - (2) 1歳までの子を養育するため6か月以上の育児休業（労働者に産後休業した期間があり、かつ、産後休業の終了後引き続き育児休業をした場合には、産後休業を含め6か月以上。以下同じ。）を取得し、かつ平成23年9月30日までに終了したこと。ただし、育児休業中に労使の合意により就労した場合には、就労日数が1月において10日以下であること。
 - (3) 育児休業終了日の翌日から起算して1年以上（育児休業終了日が平成22年5月1日前である場合は6か月以上）雇用保険の被保険者として継続して雇用され、就労を予定していた日数の5割以上を就労したこと。

受給できる額

育児休業取得者が初めて出た場合に、5人目まで次の額を支給します。

1人目 70万円 2人目～5人目 50万円

受給のための手続

助成金の支給を受けようとする事業主は、上記受給できる事業主の6を満たした日の翌日から3ヶ月以内*に、本社のある都道府県労働局雇用均等室に申請してください。

*注) 第1子の育児休業後、勤務実績がなくそのまま第2子の産前・産後休業に入る場合や年次有給休暇等を取得した期間がある場合も、育児休業終了日（子の1歳の誕生日の前日を限度とする）の翌日から起算して1年（又は6ヶ月）を経過した日の翌日から起算して3ヶ月以内が支給申請期限になります。

◎ 平成22年3月31日以前に改正前の支給要領に定める支給要件を満たした者が1名以上いる事業主は、経過措置として育児短時間勤務の利用に係る申請も可能です。
詳しくはお問い合わせ下さい。

< お問い合わせ先 >

岡山労働局雇用均等室 TEL086-224-7639 まで